平成２７年（フ）第１１３号
富山県高岡市下牧野252番地１、開始決定時の住所富山県射水市桜町９番37号
破産者　釣　　美晴
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１５３０号
愛知県北名古屋市石橋惣作16番地１、開始決定時の住所愛知県清須市朝日愛宕175番地シェソワ愛宕Ａ201
破産者　古橋　博文
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５８１号
愛知県北名古屋市石橋惣作16番地１
破産者　古橋　文互
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６９６号
名古屋市西区中小田井１丁目90番地　中電小田井寮
破産者　小島　絵梨
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８１号
愛知県小牧市大字間々410番地１　グランキャッスル406号
破産者　髙橋　知子
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４８７号
兵庫県姫路市飯田３丁目４番地
破産者　冨士谷利記
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第６２５号
北九州市八幡西区岡田町11番29―403号
破産者　瀬之口敦子
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１４号
北海道恵庭市相生町440番地、開始決定時の住所北海道夕張郡長沼町東町南１丁目３番10号
破産者　多田　哲雄
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１５号
北海道恵庭市相生町440番地、開始決定時の住所北海道夕張郡長沼町東町南１丁目３番10号
破産者　多田　洋子
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第２８号
北海道夕張郡栗山町朝日４丁目29番地14　協和アパート101号、開始決定時の住所北海道夕張郡栗山町中央１丁目220番地４
破産者　北川　幸雄
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第３３２号
大津市稲津１丁目10番11―303号　リイツマンション
破産者　三島　　聡
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６９号
新潟県糸魚川市横町５丁目５番４号　くろひめグリーンヒルズＡ棟201
破産者　伊藤　晴樹
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第７７３号
広島市西区小河内町２丁目１番30―４―1201号
破産者　松本　盛昌
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１８５３号
福岡県久留米市城島町上青木276番地５
破産者　金子　良介
１　破産債権の届出期間　平成28年８月19日まで
２　一般調査期日　平成28年９月１日午前10時30分
平成28年７月29日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５７号
北海道旭川市秋月１条１丁目９番１号　コーポ池森Ａ－３
破産者　谷越　賢治
１　破産債権の届出期間　平成28年８月31日まで
２　一般調査期日　平成28年９月15日午後３時
平成28年８月１日　　旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６６７号
大阪市東住吉区今林１丁目２番68号　大阪市中央卸売市場東部市場内
破産者　末広海産物株式会社
１　破産債権の届出期間　平成28年８月31日まで
２　一般調査期日　平成28年10月６日午後２時
平成28年７月29日
大阪地方裁判所第６民事部

破産管財人変更

平成２８年（フ）第１４８号
京都府向日市上植野町定使田20番地２
破産者　株式会社トキタ
破産管財人　大濵　巌生が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　木内　哲郎
平成28年７月28日
京都地方裁判所第５民事部

平成２８年（フ）第１４９号
三重県志摩市大王町船越294番地３　志摩シーサイドリゾート204号、前住所京都府向日市上植野町定使田20番地の４
破産者　久能木達治
破産管財人　大濵　巌生が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　木内　哲郎
平成28年７月28日
京都地方裁判所第５民事部